

Project : 第7回 清水町・蓮沼町周辺地区 防災まちづくり協議会の概要	
date : 令和2年11月17日(火) 19:00~20:45	place : 清水地域センター レクホール

《次第》

- 1 開 会
- 2 第6回防災まちづくり協議会 会議録確認
- 3 防災まちづくり計画の発展
- 4 その他
- 5 閉 会

《配布資料》

- 資料1：第6回防災まちづくり協議会議事概要
- 資料2：防災まちづくり計画の発展 協議資料 (PowerPoint 資料)

《議事要旨》

■議事3 防災まちづくり計画の発展

●「地区計画」について

- ・新たな防火地域の指定については、会の目的とあっているが、それ以外は関係あるのか。
- (LAU) 壁面の位置の制限や敷地規模は、隣棟間隔の確保、再密集化の防止として関連しています。提案しているすべてを決めるという事ではなく、住環境保全も含め協議の上、選択して頂きたいと考えています。
- ・法律や条例とは違い「ルール」に強制力はあるのか？
また、地域の合意事項として会で勝手に決めて、地区で困る人があってはならない。
- (LAU) 会では案のまとめまでを行い、地域での説明会や法的手続きに基づき決定します。
- (区) 建築基準法は全国一律の決まりですが、地区計画は地区の特長を生かして決めることができる制度です。都市計画審議会や議会の承認も必要で、項目によって条例化もできます。
- ・防災の視点では道路の計画は大切だと思う。しかし告示建築線は70年以上前に決まっていて、拡幅計画は進んでいるのか。
- (LAU) 告示建築線はこの線を超えて建物を建ててはいけないという線で、建築基準法では道路に築造する義務が盛り込まれていません。今回の地区計画では、これをきちんと地区施設の道路に位置付けることを提案しています。
- ・道路整備は買収でないとできないのではないのか。
- (区) 今現在位置指定道路の扱いなので、買収ではなく建替えの際に後退していただき整備していただきます。

●進め方(新たな防火地域指定を優先)

- ・新防火の指定は効果がある。この会の目的としてもこれをすぐにでも進めるべき。
- (区) 地区計画にも防災に効果的なルールがあり、まずは新たな防火規制と地区計画を平行して進めていきたいと考えています。

●新たな防火地域指定と建替え助成について

- ・都は「従来よりも踏み込んだ取り組みを行う区に対し不燃化のための特別の支援を行う」とある。建替えの助成事業を実現するため、地元と区と議会が協働で、都への働きかけが必要だと考える。一生懸命取り組んでいるところを認めるほうがまちづくりも活性化することになる。
- (区) 助成事業については、より緊急度の高い地区で「不燃化10年プロジェクト」の対象となっている大山や大谷口では実施していますが、当該地区は、地区状況がそこまでの問題地区ではなく、対象に該当していない状況です。